

《2023（令和5）年度：重点的な取り組み》

1. 2022（令和4）年度活動評価

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症は新たな変異株の発生により第8波まで感染拡大が繰り返され、今日に至るまで私たちの生活に大きな影響を与えています。ワクチン接種、「新しい日常」の中での感染対策の普及により私たちが推進する福祉活動への影響は以前よりも少なくなってきたはいますが、相変わらず人との密接な交流や長時間の対面での交流する機会を回避する傾向は続きました。

2022（令和4）年度は、「生活困窮者への支援」、「ひきこもり支援等生きづらさを抱えた人への支援」、「コロナ禍における地域活動の再生と活動者の新たな開拓」、「成年後見制度利用促進の中核機関としての役割の定着化」を重点的な取り組みとして次のとおり活動を進めました。

新型コロナウイルスの影響で生活困窮になった世帯を対象に始まった「特例貸付」は約2年半の貸付期間は終了し、2023（令和5）年1月から償還が開始されましたが、償還免除や猶予の手続きに窓口に来所する方も多く、また中野社協の窓口に食料支援を求め来所する方も前年度よりも増えていることから「生活困窮者への支援」は未だ喫緊の課題と言えます。中野社協では、区内社会福祉法人の協力を得て、食料の受け取り窓口を区内福祉施設に広げ、利便性の向上と支援の充実を図るとともに、「中野つながるフードパントリー」を地域住民の協力を得て5地区で取り組み、生活困窮者支援の輪を地域に広げることができました。

「ひきこもり支援等生きづらさを抱えた人への支援」では、新たに「ひきこもり支援事業」を中野区から受託し、窓口を明確化したことにより相談件数も増え、当事者、家族への支援も、関係機関との連携の深まりとともに着実に進めることができました。しかし一方で、当事者への支援には長期にわたる粘り強いアプローチが必要であることや、当事者、家族への支援については、それぞれの状況に合わせた多様な在り方を求められていることも明確になりました。今後は支援者のマンパワーの充実と中野区が進める地域包括ケア推進体制（重層的支援体制整備事業）の中で、共通の支援方針により関係機関協働の支援がより求められています。また、中野社協はひきこもり当事者のサロンや親の会への運営支援を地域住民の皆さんの協力を得て継続してきましたが、いくつかの地区でサロンを立ち上げることができました。

コロナ禍で影響を受けたサロン活動、子ども食堂・子どもへの学習支援活動（無料塾）は、それぞれの工夫で活動継続しています。コロナ禍前に発行した「居場所情報一覧」に掲載された活動についてヒアリング調査をしたところ、休止・中止した居場所もある一方で、「地域のつながりづくり」の重要性に気づいた区民が新たに活動立ち上げを開始していることも分かりました。中野社協では、情報交換会や連絡会等ネットワークを活用して、それぞれの悩みに寄り添い、必要な運営支援を行いました。また、ホームページ上でそれぞれの情報をアップすることで、新たな参加者の掘り起こしにも努めました。

「成年後見制度利用促進の中核機関としての役割の定着化」では、中野区の「成年後見制度利用促進計画」に基づき、「中核機関」としての役割を果たすべく、成年後見等支援検討会議を定期的に開催し地域連携ネットワークの推進に取り組みました。成年後見制度の利用促進への普及に努めましたが、今後

も関係機関との連携や区民への普及啓発に力を入れる必要があると考えています。

コロナ禍において、中野社協が喫緊の課題として認識したのは「生活困窮者の拡大」、「地域のつながりの希薄化」ですが、2022（令和4）年度の取り組みを通してコロナ禍の影響が長期化する中でこの2つの課題はより深刻化している状況にあることが分かりました。今後は新型コロナウイルスが収束に向かうと考えられますが、2023（令和5）年度もこの二つの課題解決に向けての取り組みを継続・強化していく必要があります。前年度の取り組みの成果をもとに中野社協が策定した「中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）」の基本目標である「社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくり」の実現に向けて活動を続けてまいります。

2. 2023（令和5）年度 重点的な取り組み

（1）「第4次中野区民地域福祉活動計画」の策定

2023（令和5）年度で中野区の地域福祉推進の指針として中野社協が策定した「第3次中野区民地域福祉活動計画～いきいきプラン～」の計画期間が終了します。次期計画については「いきいきプラン推進委員会」を中心に策定を行いますが、中野社協内の各種委員会での協議と、中野区内の関係機関、団体等からも広く意見を募り、改めて基本目標、計画策定期間等の内容を検討し年度内に策定します。

特に中野区がすでに策定している「中野区地域福祉計画」、「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」との整合性を図り、連携協働を図る必要があると考えており、次年度中野区との協議を定期的に進めていく予定です。

（2）創立70周年記念事業の取り組み

中野社協は1953（昭和28）年10月12日に設立され、2023（令和5）年度は70周年という記念すべき年度を迎えます。これまでの関係機関、区民とともに歩んできた70年の歩みを振り返るとともに、中野社協の事業実施やホームページ等においても、「70周年」を意識した区民への周知を行い、中野社協の活動の周知と地域福祉活動への理解促進につなげます。

なお、創立70周年記念式典については2023（令和5）年11月9日になかのZERO大ホールで開催する予定です。

（3）生活困窮者・ひきこもり支援等生きづらさを抱えた人への支援の強化

「特例貸付」で償還開始される借受人のうち約3割が償還免除・償還猶予の手続きを進めていることや、「中野つながるフードパントリー」等の実施や社協窓口等による食料支援を求める人が増加している現状からも、生活困窮課題はまだまだ深刻な状況と言えます。「中野つながるフードパントリー」も毎年度開催する地区もあり、地域住民による食料支援の輪は着実に広がっています。

2023（令和5）年度は、地域住民が協力して進める「中野つながるフードパントリー」への運営支援に努めるとともに、社会福祉法人の連携ネットワーク事業として定着していた区内施設での食料の受け取りについては、北部地区に拠点を新たに設け、中野社協窓口以外にも受け取りができるよ

うに支援の仕組みの強化を広げてまいります。

また、前年度に新たに受託した「ひきこもり支援事業」も相談窓口が明確化され、相談件数も増えましたが、当事者、家族への支援を行うためには、関係機関との連携やマンパワーの充実が必要となっています。前述の生活困窮者も含めた「生きづらさを抱えた人」は社会との接点を失い、地域から孤立しているおり、結果、精神的なケアが必要となっている方が多くいます。中野区の地域包括ケア推進体制（重層的支援体制整備事業）で開催される支援会議、支援調整会議等を通して、当事者あるいは家族が地域において孤立せず、安心できる居場所や活躍できる場を創出することを引き続き目標として支援に取り組んでいきます。

（４）成年後見制度利用促進のための取り組みをすすめる

中野社協は、「中野区成年後見制度利用促進計画」の制定に基づき、2022（令和4）年度より「中核機関」として位置づけられ、中野区と協働し、説明会や講演会を通じて制度利用の周知に努めました。また、「地域連携ネットワーク」の推進や「成年後見等支援検討会議」の開催により、制度利用の促進とチーム編成による後見活動のバックアップを行いました。

2023（令和5）年度は、「中核機関」としての役割を果たすために、引き続き制度利用促進に努めるとともに、チーム編成支援を行ったケースについてのモニタリングを新たに実施し、支援方針の見直しとチーム支援の強化を図ります。今後も判断能力不十分な区民が、その権利を侵害されることなく、本人の意向に沿った生活がこの新たな仕組みの中で実現できるように、これまでの成年後見支援センター運営の経験と地域福祉権利事業での実績を生かし、制度の利用促進に寄与してまいります。

（５）経営改善計画の策定（活動計画推進のために）

中野社協の上記の取り組み、次期活動計画を進めていくためには、安定的な経営基盤で持続可能な組織とするための方策が必要です。そのため、寄付金等の自主財源確保と中野区等の補助金・委託金の安定的な確保や連携・協働、事務事業総点検による事業の改廃や事務の簡素化・効率化（ICT化を含め）等の必要な取り組みを計画化した「(仮称) 経営改善計画」を策定します。

また、2024（令和6）年度には、成年後見支援事業を担当する部署が新区役所に移転となることにもなり、組織体制の改正が必要となります。活動計画で取り上げる重点目標、その取り組みが各委託・補助事業及び地域担当業務と一体化し展開できるよう組織改革を進めます。

《事業別計画》

1. 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

①法人運営

ア. 理事会・評議員会（理事 14 名、評議員 21 名）

今年度は、第4次中野区民地域福祉活動計画の策定、70周年記念事業など、節目の年となります。コロナ禍を乗り越え、社会的孤立を生まない人と人がつながる地域を目指し、理事会・評議員会での議論を進めていきます。本会の意思決定、議決機関としての役割を担う、理事会・評議員会での議論を活発に行い地域福祉の推進を図ります。

イ. 社協会員

昨年度より、郵便局の窓口での会費の納入に110円の手数料がかかることになり、会員への周知等を行った結果、大きな混乱もなく多くの会員の皆様が継続となりました。引き続き、多様な方法による会費の納入について実践を進めていきます。中野つながるフードパントリーの実施及び居場所活動など、社協と民生児童委員が協力して地域福祉に取り組むことにより、地域への周知も広がっています。今後も、民生児童委員の皆さまと協力し、普通会员や団体会員、特別会員など会員数の増加に向けた取り組みを継続していきます。

会員数の推移

年 度	2021	2022（見込み）	2023（計画）
普通会员 （個人、商店、グループ）	2,423人	2,339人	2,400人
団体会員 （町会、社会福祉法人、老人クラブ等）	219団体	211団体	220団体
特別会員 （個人、企業等）	108人・団体	132人・団体	140人・団体

ウ. 人材育成及び研修の充実

今年度は新たな研修要綱を基本方針に合わせ、新たな研修体系と研修台帳を基に、人材育成を進めていきます。第4次中野区民地域福祉活動計画の策定も含め、地域課題の抽出や社会資源づくりなど、地域支援のスキルが必要となっています。地域担当・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）としてのスキルは、地域担当者全体会での実践の共有、OJT（業務上における指導）及びOff-JT（研修）で積み上げていき、引き続きスキルアップを図ります。

エ. 危機管理（大規模災害時の対応）

大規模災害時における事業継続計画に基づき、中野区社会福祉会館の指定管理者として必要な調整を行います。また、中野区との災害支援協定に基づく災害時のボランティア活動について、実際の行動につなげていくために、区及び関係機関との協議を進めます。平時からの関係機関との連携も含め、今年度も、BCP訓練の一環として、区と協働で災害ボランティアセンターの立ち上げ

訓練を行い、大規模災害が起きても迅速に対応できるよう、BCP 委員会を通じて事業継続計画の見直しと職員間での共有を行います。

オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

②企画・広報等

ア. 「いきいきプラン～第4次中野区民地域福祉活動計画～」の策定

今年度は、第4次中野区民地域福祉活動計画の策定の年となります。引き続き、社会的孤立を生まない人と人がつながる地域を目指し、ヒアリングやアンケート調査などを行い、地域課題の抽出や次の計画での取り組みを「いきいきプラン推進委員会」で検討していきます。社協として、区民や様々な地域活動団体と協力して、コロナ禍による新たな課題や活動者のすそ野を広げる取り組みを進めていく必要があります。今回の計画策定では、同時期に行われる行政計画「地域福祉計画」との連携・協働を目指し、協議を進めていきます。

イ. 具体的な広報戦略の展開

広報活動では、特に SNS の活用を進めてきました。公式 Line の周知により、社協の情報を定期的にお知らせし、さらには地域の情報を掲載した「なかの情報」ページの作成など、社協からの発信を強化してきました。今後も社協の情報や活動の情報を得られることを目的に、登録者を増やし、定期的に情報発信を行います。

今年度、中野社協は 70 周年を迎えます。これまでの取り組みを発信し、社協をさらに知っていただく機会となるよう、社協全体で周知の拡大を進めていきます。

ウ. 顕彰

11 月に 70 周年記念式典と同時に顕彰式を開催します。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、地域福祉に携わる区民、社会福祉従事者等を対象とした方への顕彰を行い、長年の地道な活動と功績をたたえ、今後の活動の活性化と顕彰式を通じて地域の活動を区民に発信していきます。

③関係機関との連絡調整

ア. 民生児童委員協議会との連携

地域福祉の推進のパートナーである民生児童委員と協力連携し、課題を抱える区民の支援を行います。コロナ禍では、生活困窮者への支援を進める中で、中野つながるフードパントリーへの様々な協力をいただきました。社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、支援が必要な区民に情報を届けて頂き、連携して支援を行いながら、地域課題の解決を進めていきます。

イ. 区内社会福祉法人との連携

昨年度は生活困窮者支援の一環として、「相談支援型フードパントリー」を拡充し、18 か所の事業所で食料拠点を作り、必要な方へ食料を提供しました。さらに、お仕事情報の提供から就労体験のプログラム作るための勉強会を行い、4 つの事業所で 3 か月間体験プログラムを実施しま

した。生きづらさを抱えた方が対象となり、ひきこもりの経験者や障害のある方など4名が体験し1名が就労につながりました。

今年度も、生活困窮者支援を重点とし、相談支援型フードパントリーの継続と、モデル地域での住民等と協働した定期的なフードパントリーの試行を行う予定です。就労支援プロジェクトも本格実施を進め、多くの事業所に呼びかけを行います。その他、法人同士の情報交換の場を作り、コロナ禍での地域とのつながりや人材育成など、それぞれの課題について共有し、顔の見える関係づくりを進めていきます。

ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営の支援を行います。昨年度は、「中野つながるフードパントリーでのお仕事情報の提供」を実施し、福祉の仕事の情報提供を随時行いました。今年度も介護の魅力の発信は継続していき、中野区で働いている介護従事者の表彰など、介護人材不足に対する取り組みを進めていきます。コロナ禍において、危機管理やBCP計画の策定が課題となっています。オンラインを活用し、情報交換や研修を実施し、事業所間の連携や地域との連携を進めていきます。

④会計・財務

資産管理運用要綱に従い、福祉基金、ボランティア基金の安全かつ効果的な運用を図ります。「経営改善計画（2019年度～2023年度）」の策定に基づき、自主財源の確保、特に寄付金の増強の検討を進めていきます。引き続き「生活困窮者支援」や「社会的孤立」をテーマに、社協の取り組みを見える化し、寄付の増強を図ります。課題を明確化することにより、新たな寄付者層の掘り起しにつながり、その他の一般寄付も増額となりました。そのうえで、業務遂行上必要な取り組みに関する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、中野の地域福祉の質の向上を図ります。

(2) 地域福祉事業

①福祉何でも相談

社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくりをめざして、地域福祉の課題解決に取り組みます。既存の制度では対象にならない方や、サービスにつながりにくい方等に、電話や窓口相談、必要に応じて訪問を行います。相談者に寄り添ながら地域担当職員、アウトリーチチームをはじめ関係機関と連携し、課題解決に取り組みます。また、課題解決に向け新たな社会資源の開発に取り組みます。

<主な取り組み>

- ◇ 相談者に寄り添いながら、必要な窓口への同行や地域担当、アウトリーチチームなど関係機関との連携により、課題解決に取り組みます。
- ◇ 生きづらさを抱えた当事者が、孤立することなく地域の中で役割をもって活躍ができる地域づくり（仮：ナカーノ・ナカーマの地域づくり）を区民や関係機関の協力により進めていきます。
- ◇ 福祉何でも相談活動報告書を作成し、当事者や支援者の声を伝え地域住民・関係機関の理解者

を増やします。

<参考> 新規相談件数 (件)

年度		2021	2022 (見込み)	2023 (計画)
新規相談件数		232	200	250
相談及び支援件数	電話	1795	1300	1500
	来所	126	110	130
	訪問	161	100	120

<参考> 2022年度(2月末) 新規相談内容 347件 (件) 複数回答有

内容	件数
① 収入や生活費について	48
② ローンや債務について	12
③ 食べるものがない	11
④ 仕事探しや就職について	5
⑤ 家賃の支払いについて	5
⑥ 住まいについて	31
⑦ ゴミ屋敷について	4
⑧ 病気・健康・障害について	45

内容	件数
⑨ 福祉サービスについて	71
⑩ 地域の社会資源について	48
⑪ 地域との関係について	11
⑫ ひきこもり・不登校について	8
⑬ 家族との関係について	17
⑭ DV・虐待について	3
⑮ 子育てについて	1
⑯ その他	27

②高齢者困りごと支援事業(中野区補助事業)

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により支援し、支えあい・助けあいの地域づくりを目指します。

<主な取り組み>

- ◇ 複雑かつ多くの課題を抱える高齢者については、福祉何でも相談や地域担当職員、関係機関との連携により課題解決に向けて、取り組みます。
- ◇ 必要な高齢者が利用につながるために、関係機関を通じて周知を図ります。またボランティア相談事業と合同で「まちなかボランティア相談会」として地域に出向いて事業周知を行います。
- ◇ 登録サポーター相互の交流・情報交換の場をつくり、オンラインを活用しながら活動の活性化につなげます。

高齢者困りごと支援事業実績推移

年度	2019	2020	2021	2022 (見込み)	2023 (計画)
相談・問合せ数 (件)	2,309	1,865	1,779	1,950	2,100
活動数 (件)	274	219	221	220	230
登録サポーター数(人)	136	127	141	137	150
職員同行訪問 (件)	18	15	27	22	25

③地域の居場所づくり・まちなかサロン事業

まちなかサロンは、気軽に集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支え合う関係づくりの場として区民の協力のもと、中野社協が実施しています。身近な地域で、障害の有無や年齢に関係なく、様々な立場・世代の人が気軽に集い交流できることで、社会的な孤立を防ぐことを目指します。

また、福祉何でも相談、地域担当、ボランティア相談への相談からみえる地域の福祉課題（ひきこもり、社会的孤立、生活困窮等）の解決に向けた社会資源づくりにも取り組んでいきます。

<主な取り組み>

◇地域担当による地域の居場所情報の収集を行い、ホームページ掲載により、区民に情報提供を行います。

◇関係機関と連携し、地域で情報交換会を開催し、居場所のネットワークづくりを進めます。

まちなかサロン活動数推移

年度	2019	2020	2021	2022(見込み)	2023(計画)
まちなかサロン(箇所数)	42	35	36	34	32
延べ参加者(人)	12,090	2,807	4,816	7,000	8,500

<参考>地域の居場所団体数の推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023(計画)
掲載団体数	406	情報収集なし	345	362	380

④ほほえみサービス事業（中野区補助事業）

地域住民の主体的な参加と協力により、日常生活のお手伝いをする仕組みです。公的サービスだけでは充足できない多様なニーズへ柔軟に対応します。コロナが終息に向かいつつありますが、まだ孤立を感じている高齢者が多くいる中で、ほほえみサービスの住民同士の支えあいの仕組みが改めて重要になっています。昨年度から運営委員会で検討を行ってきた買い物代行は、臨時的なニーズにも対応できるよう、新メニュー「ちょこっと買い物代行」を令和5年4月から開始します。

<主な取り組み>

ア. ちょこっと買い物代行の実施（新規）

ほほえみサービス利用会員を対象に、新メニュー「ちょこっと買い物代行」を実施します。利用会員の急な買い物ニーズに、単発で協力会員が買い物代行を行います。活動できる協力会員は

所定の研修を受講した方で、活動日当日は職員の同行訪問なしで臨時対応を行う仕組みです。

ちよこっと買い物代行研修は年11回実施（協力会員説明会と併せて実施）

イ. 会員の確保、利用・活動者の増加のための取組み

◇関係機関向け事業説明会の実施 オンライン開催（年1回）

・ちよこっと買い物代行の説明、その他ほほえみサービスの活用法について

◇協力会員説明会の実施 年11回

・定期協力会員説明会 年9回（会場：スマイルなかの）

・オンライン協力会員説明会 年2回（オンライン）会員登録手続きは別途来所

◇出張型会員相談会 年1回 他事業と連携し実施、利用・協力会員相談会を実施する。

◇社協LINE登録者に向け、活動紹介、活動者募集等の発信

ウ. 協力会員研修の実施

◇協力会員のスキルアップと安全な活動の実施のため、協力会員研修を年24回実施。

◇ちよこっと買い物代行研修の実施 年11回（再掲）

◇協力会員意見交換会の実施 年1回

エ. 広報活動の充実

◇活動内容を具体的に表示したチラシの作成

関係機関に配布、区内掲示板に掲示する。年2回（8月、11月）

◇チラシやリーフレットの配布、掲示板を活用し、事業PRを行います。（再掲）

◇本会ホームページやSNS等を活用し、活動報告や会員の声を取り上げ、発信することで、若い世代の事業参加につなげます。

◇会報「ほほえみ」の発行 年1回（5月）

オ. 運営委員会の開催

事業の在り方や会員・会費のしくみ、課題、事業内容について委員の意見を集約し、ほほえみサービス事業の事業展開に反映させていきます。 年3回実施

（参考）会員数及び活動実績の推移

年度	2020	2021	2022 (見込み)	2022 (計画)
協力会員（人）	250	252	240	250
利用会員（世帯）	634	617	620	630
賛助会員（人）	52	50	50	50
提供時間（時間）	18,031	20,651	19,000	20,000
提供件数（件）	11,762	13,606	13,500	14,000

⑤中野区犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業（中野区受託事業）

犯罪による被害者やその家族を対象に、家事や保育等の支援を区からの要請に基づき実施します。昨年度は2件の申請がありました。被害に遭われた方の気持ちに寄り添い対応できるよう緊急生活支援協力員の研修を3回実施します。依頼があった際には速やかに、対応できる協力員の確保に努める

とともに、一般区民向けの講座を開催することにより、幅広く事業周知を行いご理解いただけるよう努めます。

⑥高齢者生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の住民ボランティア等が提供する訪問活動事業・地域の自主活動団体等による通所事業等で活動する担い手の養成を目的に2016（平成28）年度から、中野区の委託を受け実施しています。昨年度は延べ人数350名が参加しました。高齢者の生活支援に関心があり、地域での支援活動を希望する区民を対象に、全12科目からなる高齢者生活支援サービス担い手養成講座を計24回実施します。

<主な取り組み>

- ◇地域の多様な場で活躍できるよう、住民主体サービス、中野区認定ヘルパーをはじめ、ほほえみサービス、高齢者困りごと支援など、生活支援サービスの情報提供を行います。
- ◇通院付き添い、車いす介助などの外出支援ができる担い手の養成として、若い世代や男性を中心に継続して担い手の確保に取り組みます。
- ◇講義形式の講座の他、体験型の講座、オンライン講座も実施します。

<参考> 2022年度 高齢者生活支援サービス担い手養成講座【前期・後期…計24講座】

①スッキリわかる！介護保険制度	⑦備えあれば憂いなし～地域活動におけるリスクを読み取る～
②中野区の地域包括ケアシステムを理解する	⑧対人関係の極意を学ぶ～自分を支える力を身に付けよう～
③外出&生活場面から学ぶワンポイント実践	⑨高齢者のからだと病気
④こころのしくみ～精神疾患の理解を深めよう～	⑩外出支援技術を学ぶ
⑤認知症を理解しよう～対応力アップの秘訣～ (認知症サポーター養成講座)	⑪「つながる・助け合う・見守る」ことについて考える ～今だからこそできることについて取り組もう～
⑥悲しみや喪失感と共に歩む、ヤングケアラーを知ろう	⑫救急法を学ぶ

⑦ひきこもり支援事業（中野区受託事業）

ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。また、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりをつくるための支援を行います。

<主な取り組み>

- ◇ 区内の関係機関やひきこもり当事者団体、家族等と連携し、ひきこもり当事者や家族を対象にした相談会を開催します。
- ◇ ひきこもりサポーター養成講座を実施し、ひきこもりの理解者を増やし居場所等において当事者に寄り添ってくれる区民を養成します。
- ◇ ひきこもりサポーターや関係機関の協力により、ひきこもり当事者のニーズに応じた居場

所づくりを進めていきます。

- ◇ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業として、福祉何でも相談と連携し、ひきこもり等の生きづらさを抱えた当事者が、孤立することなく地域の中で活躍ができる地域づくり（ナカーノ・ナカーマの地域づくり）を行います。

<参考>

◇新規相談件数 (件)

年度		2022 (見込み)	2023 (計画)
新規相談件数		70	100
相談及び支援件数	電話	430	500
	メール	760	800
	来所	50	100
	訪問	40	100

◇2022年度（2月末） 新規相談内容 80件 ※複数回答有

内容	件数
①経済的なこと	10
②生活のこと	15
③体のこと	6
④人間関係に関すること	4
⑤近所のこと	1
⑥家族のこと	12
⑦その他	32

◇カタルーベの会（ひきこもり当事者・家族の居場所）

参加者人数 (人)

年度	2021	2022(見込み)
参加者(延べ)	172	170

◇ムービー☆パラダイス鷺宮（カタルーベの会スピンオフ企画） 参加者 15名

◇中野わの会（ひきこもり地域家族会）

参加者人数 (人)

年度	2021	2022(見込み)
参加者(延べ)	84	125

(3) ボランティア活動推進事業

①ボランティアセンターの運営

コロナは終息に向かいつつありますが感染症対策のため、福祉施設ではボランティアの受け入れを停止しているところも多く、個人・団体のボランティア活動も縮小や中止が依然として続いています。

一方で、福祉施設でも非対面型のボランティア活動や、オンラインを活用したボランティア活動をはじめ、地域で活動しているボランティア団体も工夫を行いながら少しずつではありますが、ボランティア活動が戻りつつあります。

個人や福祉施設、ボランティアグループの身近なボランティア・地域活動から、NPO や商店街・企業の地域における公益的な取組みまで、さまざまな形で広がる活動の支援と、住民一人ひとりのニーズにあったきめ細やかなボランティア相談に対応し、中野区内の地域のボランティア活動推進に取り組みます。

ア. ボランティア相談

区民ボランティア相談員と職員が協働してボランティアコーディネートを行うことにより、住民目線と専門性を併せたコーディネートを両立させます。また、地域の拠点づくりを見据え、気軽に相談にものれる地域のボランティア活動の場づくりを行います。また、福祉何でも相談や高齢者困りごと支援事業とも連携し、制度の狭間にあるニーズに対応するためのボランティア活動の創造にも取り組みます。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティアコーディネート講座を実施し、住民が地域活動で生かすことができるボランティアコーディネート力を高めます。
- ◇ 区民ボランティア相談員の養成とともに、スキルアップ講座の実施から、きめ細やかなボランティア相談ができる体制づくりを進めていきます。
- ◇ かがり火会（広報紙発送、フードパントリーの袋詰め活動等）、ウォークラリーボランティア（区内の掲示板にチラシを貼るボランティア活動）の実施から、区民や登録ボランティアが気軽に参加できる活動の場づくりを進めます。
- ◇ 障害者等団体助成の相談を通じた団体支援の一つとして、障害者等団体の活動に協力したいボランティア紹介を積極的に行い、ボランティアのすそ野を広げていきます。
- ◇ オンラインを活用した特技披露の場づくりを年2回実施し、ボランティア活動を通じて区民、ボランティア、福祉施設等がコロナ禍でもつながり続ける機会を作ります。
- ◇ 高齢者困りごと支援事業、ボランティア相談員と協働し、「まちなかボランティア相談会」の実施や関係機関、区内の大学等へ働きかけ、登録ボランティア・ボランティア相談員募集説明会を実施し、多様な人材が、ボランティア活動に参画できる機会を増やします。

イ. 情報の提供・発信

情報発信・収集にインターネットやSNSの活用機会が増えています。引き続き、フェイスブックやLINEを活用した情報発信を通じて、ボランティア活動・地域活動への理解、参加

のきっかけづくりを促進します。

<主な取り組み>

- ◇ 中野ボランティアセンター広報紙「そよかぜ」を年4回発行します。活動者の声や想いを掲載することで、ボランティア活動へ関心を持ってもらい、参加につなげます。
- ◇ ホームページを区民が必要な情報や関心のある活動を探しやすく見直し、随時情報を発信します。またLINE、Facebook、TwitterやInstagramも活用し、区民や登録ボランティアに向けて、地域活動の実践を発信し、ボランティア・地域活動に参加につなげます。

ウ. ボランティア活動の普及・啓発

区民に地域の福祉課題を知ってもらい、地域で解決する方法をともに考え、区民の地域活動やボランティア活動への参加につなげます。

<主な取り組み>

- ◇ 「なかの災害ボランティアセンター」立ち上げ訓練を四季の森公園で中野区防災危機管理課をはじめ関係機関と連携し実施します。
- ◇ 行政、地域のボランティア団体やNPO法人等、それぞれの立場から災害時のボランティア活動について考える情報交換の場を設け、多様な主体間が災害時のボランティア活動に携わるきっかけを作ります。
- ◇ 社協事業の協力者（登録ボランティア、高齢者困りごと支援事業登録サポーターなど）を対象に災害ボランティアに関する理解や知識を深めるプログラムを地域の団体と協働して実施します。大規模災害発生時にボランティアセンター協力員として活動に参加できる区民を広く募ります。
- ◇ 障害者等団体や区内社会福祉法人等と連携し、福祉学習やボランティア活動の普及をすすめます。あわせてホームページの改修を行い、福祉学習等のメニューを提示し、学校や地域団体に向けて分かりやすいページを作成します。
- ◇ 東松島市社協との「災害時等における相互支援活動に関する協定書」に基づき、平時からできる住民同士の交流を通して、区民への災害支援・防災意識への啓発活動をすすめます。

エ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内で活動する各分野のボランティア・NPO団体及び様々な分野で活動する団体間の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共通認識、相互理解、学習の場を展開することにより共催事業や協働のきっかけづくりを行います。

<主な取り組み>

- ◇ 学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等のネットワーク「こどもほつとネット in なかの」を事務局として支援します。ネットワークで把握した地域課題への協働を働きかけます。
- ◇ 障害者団体等の支援を目的に展示即売会等、自主製品販売の機会を提供します。

オ. 地域活動・ボランティア活動に関する講座の開催

- ◇ 幅広い世代がボランティア・地域活動に関心を持ち、地域の福祉課題に共感し、活動の参画することを目的に年間通じて多様な内容の講座を開催します。オンラインも活用した多様な参加方法で実施します。講座参加者へ、学んだことを生かしてできる活動を具体的に提案し、地域活動参加の支援や継続的な活動につなげます。

<講座の主な内容>

- ◇ 災害ボランティアに関する講座…災害ボランティアに関する理解や知識を深めるプログラムを地域の団体と協働して実施し、大規模災害発生時にボランティアセンター協力員として活動に参加できる区民を広く募ります。
- ◇ 障害者等当事者団体の普及啓発講座…障害者等活動助成団体と共催し、障害の理解や地域課題に関する講座を実施することで、団体の活動への区民参加を促し、団体の活動の活性化を図ります。
- ◇ 障害者等当事者団体の広報力強化のための講座…団体の活動を広く区民に知っても講座を助成金の活用と合わせて実施します。
- ◇ 子どもの貧困課題の普及啓発に関する講座…子どもの生きづらさを理解する講座を実施します。

②避難者の寄り添い支援事業（東京都社会福祉協議会補助事業）

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。避難生活の長期化により、生活上の課題を抱える避難者が増えていることから、一人ひとりの生活ニーズにきめ細かに対応する個別訪問を継続し、課題解決ができるよう支援します。

<主な取り組み>

- ◇ 情報紙を作成し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野で安心して暮らせるように支援します。
- ◇ 東京都や避難元自治体と連携し、故郷との交流や相談ができるようにします。
- ◇ 避難者サロンに、自宅や遠方に転居された方や避難元自治体も参加できるようにオンラインで参加ができるように支援します。また、避難者サロンを今後も住民主体のサロンとして継続できるように、具体的にスタッフ・参加者とともに検討していきます。

（４）生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業：中野区受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業（事業名「しいの木塾」）を2015（平成27）年度から中野区から受託し実施しています。法の主旨に基づき、対象者に学習の仕方をつけ、学習習慣を定着させることを目指すと同時に、地域の大人が関わり学習支援を通じて、地域とのつながりを持ち、社会的孤立にならない地域づくりを目的に行います。今年度より対象を6年生から5年生に変更し、1会場増やし実施します。

【対象者】生活保護受給世帯または就学援助認定世帯の小学校5年生

【実施場所】区内公共施設 6か所

<参考> 参加児童数の推移

年度	2020	2021	2022
参加児童数(人)	41	56	58

※2020年度は対面学習なし、郵送による学習

<主な取り組み>

- ◇ 保護者との連絡、面談を行うことで、一人ひとりの子どもにあった学習支援につなげていきます。また、生活状況を踏まえて、必要な福祉サービス等の情報提供を行います。
- ◇ 教育アドバイザーの助言を受け、スタッフの学習活動を支援します。

(5) 助成事業（歳末たすけあい運動募金及び赤い羽根共同募金助成事業）

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。今年度も、引き続き助成金も含めた団体支援のあり方について検討を進め、地域の様々な取り組みをタイムリーに情報提供するなど、助成団体へのヒアリングも行いながら、助成金の基準も含めて見直します。

① 地域福祉活動助成

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。昨年度もコロナ禍による影響はありましたが、多くの町会・自治会が工夫をしながら、交流事業を再開しました。助成金の活用及び事業の工夫を行うため、問い合わせや相談を多くいただきました。今年度は、新たに申請時に相談日を設け、地域で有効に活用していただくための支援を行います。今後も、歳末たすけあい募金を財源とした地域の取り組みを周知し町会・自治会を通じて地域福祉活動を広げていきます。

② 福祉施設地域活動助成

コロナ禍の中で、地域との交流事業が難しい状況の中、様々な工夫をしてつながりづくりを目的に助成金を活用し事業を進めています。今年度も、同じ地域の施設や町会・自治会、ボランティアグループなど、連携して行う事業に助成を行う枠組みを継続し、通年での助成を行います。オンラインを活用した取り組みも、情報提供しながら、進めていきます。

③ 在宅福祉活動助成

地域の福祉課題に取り組む活動を行うボランティア・NPO団体に活動経費の一部を助成し、活動を支援します。助成の仕組みを生かし、助成団体の協力を得て、生きづらさや福祉的な課題を抱える区民の活躍・つながりの機会を作ります。

④ 障害者等団体助成

障害者及び生きづらさや課題を抱えた方々による団体が行う自主活動を活性化させることにより、障害者及び生きづらさや課題を抱えた方々の理解促進のための活動の経費の一部を助成します。新型コロナウイルス感染症の影響を考え、非対面の交流活動経費の助成や団体による新しい取り組みやオンラインを活用した事業に対しての助成を実施し、新たに団体の広報活動の後押し（助成金の加算と講座の実施）を行います。また、区民へ団体活動を啓発する取り組みを団体と共催で実施します。

⑤区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会の活動経費の一部を助成します。

⑥ボランティア・NPO立ち上げ助成

高齢者、障害者、児童など区民が安心して地域で暮らせるまちづくりを行うボランティア・NPO団体の立ち上げを支援するため、立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金を居場所立ち上げのツールとして、講座や立ち上げ支援を通して活動者にPRしていきます。

⑦介護予防住民主体活動助成

地域の住民主体のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の解決に取り組んでいるボランティアグループや団体、NPO団体が高齢者の介護予防をめざし取り組む事業の経費の一部を助成します。

⑧中野区民ふれあい運動会助成

昨年度はコロナ禍により中止となりましたが、例年通り毎年5月に開催される障害のある人ない人がともに楽しむ運動会への助成を行います。

(6) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

①貸付相談

低所得の世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の自立を図ることを目的に、民生児童委員の協力を得て、低利で資金貸付を行います。

令和2年3月25日より令和4年10月31日まで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少し経済的に困窮した世帯を対象に、緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を実施してきました。

特例貸付が終了し貸付相談は減少しました。一方で解決のつきにくい総合的な支援の必要な相談が増えています。最初は転宅や療養の費用の貸付相談でも、背景には不安定な就労や債務等の課題があって困窮されているような場合、まずは課題の解決が必要です。こうした総合的な支援の必要な世帯の相談では、中野くらしサポート（生活困窮者自立支援相談窓口）、中野区生活援護課他の関係機関と綿密な連携をはかり対象世帯の支援を行います。

②償還相談

貸付の段階から、あるいは償還が始まる前から相談できる関係をつくり、民生児童委員と連携して世帯の状況把握に努めます。借受人（償還対象者）への電話、面接による生活状況、経済状況の把握を計画的に行い、スムーズに償還ができるよう支援します。

令和5年1月からは初期に貸付した債権の償還が始まっています。償還猶予・免除申請を含む償還の手続きについての相談が増えています。借受人世帯には、関係機関と連携し手続きの支援に留まらず、貸付終了後の生活相談により食糧支援や生活再建など自立に向けて支援します。

◇特例貸付、貸付件数（申請件数）（令和2年3月25日～令和4年10月31日）

緊急小口資金（特例貸付）	10,307件	
総合支援資金（特例貸付）	新規	8,327件
	延長	3,696件
	再貸付	4,951件

◇相談件数、貸付件数の推移 (件)

年度	2021	2022（見込）	2023（計画）
新規相談件数	11,877	3,400	2,500
相談件数（延べ件数）	28,933	5,000	4,500
償還相談件数（延べ件数）	362	400	500
新規貸付決定件数	19	35	40

（7）受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

低所得者層の世帯に対し学習塾費用、大学・高校受験料等の貸付支援を行います。東京都独自の制度であり、中野社協では2015（平成27）年度に中野区より受託し、生活福祉資金貸付等の相談と連携して実施しています。2023（令和4）年度に収入要件が緩和され対象世帯が拡大し、利用世帯が増加しました。

2024（令和5）年度には事業の周知を進めることで、さらなる利用件数の増加が見込まれます。

◇貸付件数の推移 (件)

年度	2021	2022（見込）	2023（計画）
貸付件数	111	200	300

(8) 福祉サービス利用援助事業<アシストなかの(権利擁護事業)>

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活が送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

①地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

ア. 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、書類預かりを行います。

◇地域福祉権利擁護事業契約者数推移(障害別) (人)

年度	認知症 高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
2021	66	8	18	5	97
2022(見込み)	69	9	20	7	105
2023(計画)	70	12	21	7	110

イ. 緊急日常金銭管理・書類預かりサービス

行政が介入し緊急対応が必要な区民について、成年後見人が受任するまでの間、一時的に日常金銭管理、書類預かりサービスを行います。

ウ. 苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

②あんしんサポート事業(中野区補助事業)

身寄りのない1人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後の事務手続きまで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。契約者増に伴い、利用者管理システムの導入と、あんしん支援員によるサービス提供を行うための事務マニュアルを整備します。社協と契約者との死後事務委任契約締結に向けて、規定を作成し、友愛クラブ等へのPRを強化し、あんしんサポート事業の周知を図ります。

<サービス内容>

ア. 基本サービス…定期訪問(年4回)、あんしん電話(月2回)、入院バッグお届けサービス、ほほえみサービス利用会員登録

イ. オプションサービス…手続き支援サービス、賃貸アパート居住支援サービス、入院時支援サービス、金銭管理サービス、家事援助・介護援助サービス(ほほえみサービス事業で対応)、死後の手続き支援、遺言書作成支援 など

◇あんしんサポート事業契約件数

年度	2021	2022 (見込み)	2023 (計画)
契約件数(人)	40	45	47
新規契約件数(人)	13	12	15

(9) 中野区成年後見支援事業(中野区受託事業)

中野区成年後見制度利用促進計画に基づき、中野区とともに中核機関として、区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させます。さらに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

◇成年後見制度に関する相談

- ・ 相談は、電話・窓口での面接相談のほか訪問による相談を行います。また、弁護士による専門相談を月に2~3回開催します。
- ・ 成年後見制度の申立ての手續の支援として、法定後見申立て書類の作成方法等の対応を行います。また、これらの学習会の開催等、制度の活用を支援します。
- ・ 成年後見等支援検討会議を経たケースや成年後見制度の申立ての手續の支援をしたケース等について、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人(以下、「後見人等という)の支援をします。具体的には、家庭裁判所により後見人等が選任された後、後見人等と支援者を集めた顔合わせや、定期的に後見人等へモニタリングを行います。
- ・ 後見人等支援学習会・情報交換会等を開催します。

<参考>

◇成年後見支援センター新規相談件数推移

年度	2021	2022 (見込み)	2023 (計画)
新規相談件数(人)	378	400	420

◇成年後見等支援検討会議の実施

権利擁護に関する支援の方針や適切な後見人等候補者の検討について、本人の意向や状況などを踏まえて専門的かつ多角的に検討するため、専門職と連携した成年後見等支援検討会議を新たに実施します。原則月2回開催します。

◇成年後見制度に関する地域ネットワークの活用

福祉関係機関と専門職団体との事例検討会や情報交換会を開催し、地域の関係機関等とのネットワークを構築することで連携を図ります。

◇講演会、勉強会の実施

成年後見制度を正しく理解していただくため、区民の制度理解へのニーズに合わせて制度説明会、申立講座、講演会を開催します。また、区民団体等からの要請による出張勉強会のほか、介護事業者や障害者支援機関等と協力し、普及啓発及び周知活動を進めていきます。

◇後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族・本人申立てによる成年後見制度利用に関して、申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。

(10) 法人後見・法人後見監督事業（中野区補助事業）

被後見人の財産管理・身上監護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。前年度に引き続き、新たな市民後見人候補者の養成を行います。

また、後見監督人として後見業務を定期的に監督することで被後見人等の権利を擁護し、市民後見人が安心して業務に取り組めるようサポートを行います。

本会が法人として後見等を受任することが適切と思われるケースについて、成年後見等支援検討会議を経て受任を進めます。

<参考>

◇年度末時点の受任件数（法人後見、法人後見監督）、後見活動メンバー人数

年度	法人後見（件）	法人後見監督（件）	後見活動メンバー（人） （市民後見人候補者）
2021	0	10	21
2022 （見込み）	1	11	21
2023（計画）	1	15	26

(11) 歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。昨年度は目標額の2,000万円をいたしました。コロナ禍にもかかわらず、町会・自治会、民生児童委員の多大なご協力をいただき、1,900万円を上回る結果となりました。今年度も引き続き、配分金を助成金として活用している区内の福祉施設やボランティアグループ等に呼びかけ、募金期間での周知・PRの協力をお願いし、区内全体での運動の活性化を進めていきます。配分金は、地域活動いきいき募金として、地域活動の活性化等につながるよう配分推せん委員会で検討し、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知するなど、地域の声を反映した配分を行います。

(12) 応急援護資金貸付事業

応急援護費は、低所得世帯で、臨時に出費が必要になった場合の貸付と、住所不定者他の就労先への交通費など小額の支給として中野区福祉事務所に委託して行います。

応急貸付金は、5万円以内の貸付と、3万円以下の連帯保証人不要の貸付を実施しています。償還が進まない世帯には、個別に生活相談と償還支援に取り組みます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け2020（令和2）年度からは、制度の対象にならない方の生活費の貸付相談等、生活に余裕の無い困窮世帯からの相談が増加し、特に特例貸付が終了した2023（令和4）年10月以降は貸付件数が増えています。

また、この相談と併せて2016（平成28）年より取り組んできた食糧支援については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯など、従来の公的制度の支援対象にならない生活困窮世帯に対する支援として引き続き実施します。

中野社協では、NPO法人セカンドハーベスト・ジャパンと協定を結び食糧支援案内状の発行を行います。

応急援護資金貸付件数の推移

年度	2021	2022（見込）	2023（計画）
貸付件数	5	10	15

食料支援案内状発行 件数の推移

年度	2021	2022（見込）	2023（計画）
貸付件数（延べ件数）	165	245	300

(13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

1999（平成11）年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

子育て世帯の多様化・複雑化するニーズに応えるため、協力会員を増やし、関係機関との連携をとりながら、子育てしやすい地域づくりをめざします

コロナが終息に向かう中でも、在宅ワークの増加などにより活動実績の回復は微増にとどまっています。特別援助活動（病児保育）は、発熱などの症状の場合、実活動にはつながりにくい状況に変化はありません。

引き続き感染症対策を徹底し、子どもの預かり活動や送迎など継続実施していきます。

〈主な取り組み〉

◇会員登録会を年24回開催します。事業概要・登録手続き等を事前動画視聴による予約制の登録会の実施を整備し、利便性の向上を図ります。

- ◇ホームページの内容充実やSNSの活用や、協力会員募集チラシの配布により事業をPRします。
- ◇公式LINEを新たに開始し、会員向けの情報発信の強化を行います。
- ◇安全な活動ができるよう、協力会員に対し研修への参加促進を強化します。特に事故防止や預かり中の子どもの安全対策に関する講習と、内容を充実させ実施します

ファミリー・サポート事業会員数の推移 ※（ ）は特別援助活動の実績。

年度	2021	2022（見込み）	2023（計画）
利用会員【人】	1,574(104)	1,447(73)	1,600(110)
協力会員【人】	215(72)	195(67)	220(75)
両方会員【人】	62	63	75
計	1,851(176)	1,705(140)	1,895(185)
活動件数【件】	4,405(23)	5,214(4)	6,000(30)
活動時間【時間】	6,948(56)	8,900(28)	9,500(100)

2. 公益事業

(1) 要介護認定調査受託事業（中野区受託事業）

2007（平成19）年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険要介護認定調査を実施しています。調査件数では、中野区全体の7割以上を担っています。引き続き、社会福祉協議会の持つ公平性・中立性に基づき、区民や関係機関から信頼される認定調査業務に努めます。調査の質の維持向上のため、独自に研修と調査員の個別指導に取り組みます。

2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響による要介護認定調査の臨時的な取り扱いで、更新申請に際して訪問調査を希望しない被保険者の認定期間を12か月まで延長できる措置が取られました。この措置を2022（令和4）年度末で終了したことにより、2023（令和5）年度は調査件数の増加が予測されています。

調査件数の推移

年度	2021	2022（見込）	2023（計画）
年間調査件数	9,002	8,200	9,250

(2) 中野区社会福祉会館の管理運営（中野区指定管理受託事業）

1995（平成7）年中野区社会福祉会館開設以来の本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006（平成18）年度よりは指定管理者として管理運営を行っています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上の図る」という社会福祉会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力

し運営を行います。

また、引き続き、会館利用者及び管内事業者に対し、館内の換気、マスクの着用、手指消毒の徹底など新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていきます。

※中野地区配分推せん委員会事務局（東京都共同募金会）

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動（地域活動いきいき）募金のうち、中野区内に配分される募金（地域配分）の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年2回開催します。中野区内で集められた募金を有効活用するため、中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。